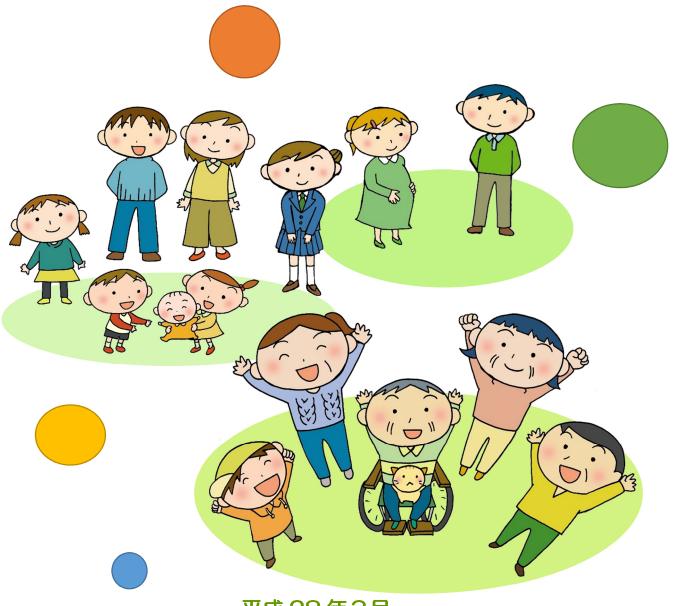
改定亀岡市地域福祉計画

つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか ~絆づくり 人づくり 地域づくり~



平成 28 年 3 月 **亀岡市**

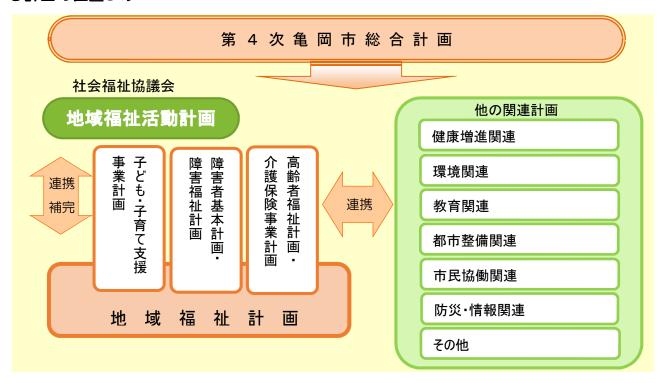
💚 計画の目的

「改定亀岡市地域福祉計画」(以下「本計画」)は、社会福祉法第 107 条に基づいて策定するものであり、本市における「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。

本市では平成17年3月に「亀岡市地域福祉計画」(以下「前計画」)を策定し、様々な福祉課題の解決に取り組み地域づくりを推進してきました。

その後、社会の動向や制度など社会情勢の変化に伴い、地域の諸問題も多様化しています。そのため地域の福祉問題やニーズに対応できるよう、前計画を見直し、計画の改定を行います。

〇計画の位置づけ



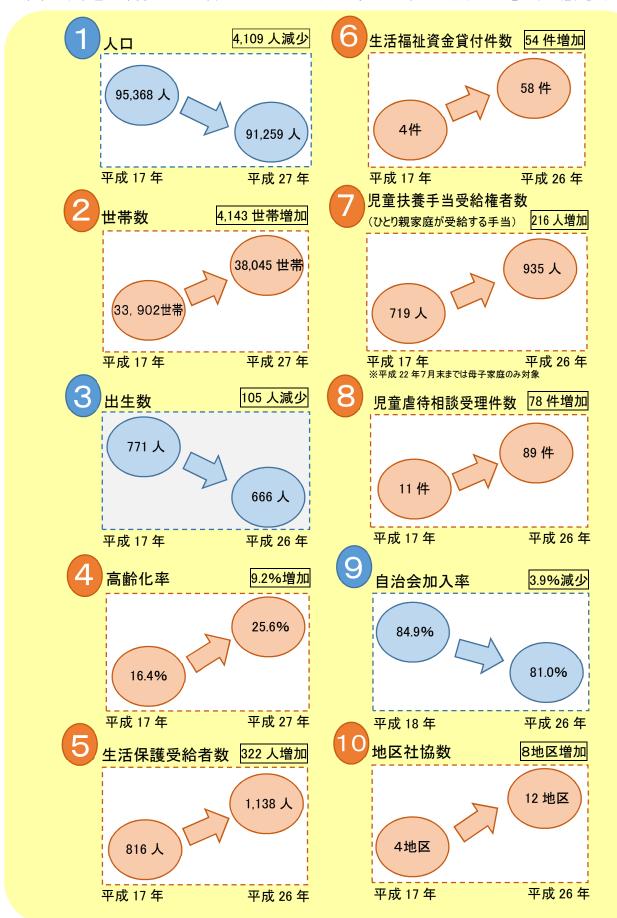
〇計画の期間

本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。 ■計画期間 H18 H19 H20 H22 H23 H24~H27 H29 H30 H31 H32 H33 H17 H21 H28 計画延長 亀岡市地域福祉計画 改定亀岡市地域福祉計画 (H23-27年度) (H17-22 年度) 【本計画】(H28-32 年度) 計画延長 かめおか地域福祉活動計画 改定かめおか地域福祉活動計画 (H24-28年度) (H18-23年度) (H29-33 年度)



本市を取り巻く環境について項目ごとにまとめました。

※(以下の数値は「亀岡市の福祉」などから)





地域福祉を取り巻く現状と課題

○地域福祉の課題

近年の社会問題は多様になりつつあります。それらの動向を踏まえ、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものをまとめています。

横断的な問題

貧困

- ●乳幼児期
- ●学童期
- ●青壮年期
- ●高齢期

学習機会が限定され教育格差が生まれやすくなる など

活動できること・範囲が限定される など



孤立に つながる

妊娠期

- ·無受診出産
- ・支援者がいない
- ・D Vから発生する 子どもの無戸籍問題
- ·若年出産
- ・のぞまない妊娠 など

乳幼児期

- ・子育てへの無関心や放任
- ・虐待
- ・障害の早期発見
- ·待機児童問題
- ・少子化
- ・子どもの貧困など

学童期

- ・小 1プロブレム
- ・中 1 ギャップ
- •不登校
- ・ひきこもり
- ・いじめ問題
- ・非行
- ・放課後の居場所
- ・子どもの貧困など













30(歳)

福祉制度の挟間の課題

- ・肉体的・精神的病気などにより、それまでの生活を維持できない
- ・配偶者や家族との死別・離別などの突然の環境変化に対応できない
- ・転居によりそれまでの人間関係が途切れ、孤立してしまう
- ・長期のひきこもりなどで社会経験のないまま生活維持ができなくなる など

年代を超えた課題や問

この図については、近年の福祉環境の現状と一般的な課題や問題をまとめていますので、地域 福祉の重要性を住民のみなさまに広く知っていただければと考えています。

ひきこもり





- ●青牡年期 → ニート、経済的負担、他者との人間関係のトラブル など
- → 一人暮らしの不安感、生きがいの喪失 など ●高齢期



- ・ニート
- ·就労問題
- •育児問題
- ・ひきこもり
- ・ホームレス
- ・生きがいの喪失
- ・所得格差 など

壮年期

- •育児問題
- ・ひきこもり
- ・ホームレス
- ・生きがいの喪失
- ·所得格差
- ・親の介護
- ・就労問題など

- ・介護の負担
- ・健康の不安
- ・認知症
- ・一人暮らしの不安感
- ・虐待
- ・生きがいの喪失
- ・買い物弱者
- ・親亡きあとの暮らしの不安 など



50





60



70~



(歳)

障害のある人についての課題

- ・障害や障害のある人への無理解・・雇用や就労について
- ・特性に沿った支援
- ・多様なニーズ
- ・社会的なバリアフリー化
- ・介助や介護の負担
- ・地域生活への支援 など

外国人についての課題

- ・国籍による差別
- ・人権問題
- ・労働の不平等待遇
- ・在日問題 など



地域福祉計画の理念と目標

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何よりも重要です。つまりその地域で暮らす誰もが地域に参加し、その人らしく暮らしていくためには支え合いや人づくりが必要となります。その地域で暮らす子ども、高齢者、障害のある人、外国人などをお互いに認め合い、人権を尊重し、ともに生きる社会づくりを進めていくことが必要です。

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、一人ひとりが地域へ参加し、ともに地域を育んでいく必要があります。それぞれの役割を認識し、亀岡市に元気と笑顔をつくるため、まちの絆づくり、人づくり、地域づくりを進めていきます。

〇施策の体系

基本理念

つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか ~絆づくり 人づくり 地域づくり~

基本目標

(1)顔のみえる関係づくいを進める「絆づくり」

地域で安心して暮らし、地域に参加していくにはやはり、人との絆づくりが重要です。 地域の中で助け合い、支え合いを進めていくためには、「向こう三軒両隣」のように、 まずは隣近所など身近な地域で顔のみえる関係性を築いていくことから始めます。

(2)助け合いのできる地域を支える「人づくり」

地域で助け合っていくためには、普段からの近所付き合いや支える人が必要です。 地域福祉を担う人材の発掘と育成を重点的に推進し、リーダーの育成などの人づくりを 進めていきます。また、地域活動を推進するため、地域で助け合いの活動をしている人同 士の連携をサポートするとともに、新たな人材の育成を進めながら、より助け合いがしや すい環境をつくり、住民同士、各関係団体同士など、ヨコのつながりを強化していきます。

(3)安全・安心に暮らすための「地域づくり」

身近な地域において「安全・安心」は暮らしていくうえで重要な要素です。

そのための地域づくりでは、災害時の避難体制づくり、学校や保護者、地域による子どもの見守り活動を充実させ、住民一人ひとりが安全・安心に対する意識をもち、その地域に住み続けていきたいと思える地域づくりを目指します。

基本目標1

顔のみえる関係づくりを進める「絆づくり」

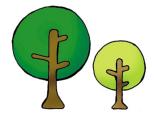
施策の方向性

プログラムの展開

- 1 地域の見守り ネットワークの充実
- ①見守り活動の活性化
- ②専門機関につなぎ支援する体制づくり
- ③社会福祉協議会との連携強化 ④民生委員児童委員活動の充実と支援
- 2 地域の福祉課題の 理解促進
- ①地域の福祉課題の理解・促進と福祉活動の啓発
- 3 生活困窮者への 支援
- ①生活困窮者の把握 ②生活困窮者の自立支援の推進
- 4 社会的孤立の 防止
- ①地域での居場所づくり ②見守り活動の充実
- ③制度の狭間にあり見えにくい課題や困難を把握して支援する

基本目標2

助け合いのできる地域を支える「人づくり」



施策の方向性

プログラムの展開

- 1 市民参加による 地域福祉の推進
- ①地域福祉活動への支援 ②地域での多世代交流を図るための支援
- ③市民協働の促進
- 2 生活支援サービスの 活性化に向けた 担い手づくり
- ①生活支援サービスの活性化
- ②地域の担い手や組織の創出支援
- ③地域福祉につながる研修会などの充実
- 3 新たな担い手の 育成
- ①地域福祉の担い手の育成 ②地域福祉に関する学習機会の提供
- 4 支援をつなぐコーディネート 機能の充実
- (1)コーディネート機能の構築
- ②各関係団体の活動の活性化

基本目標3

安全・安心に暮らすための「地域づくり」



施策の方向性

プログラムの展開

- 1 災害時の助け合い 活動の促進
- ①災害時における要支援者の避難支援体制の整備
- ②減災に向けた意識の向上
- ③災害ボランティアセンターの設置・運営
- 2 安全・安心のための 取り組み・情報共有・ 相談体制の強化
- ①きめ細かな情報の発信・共有
- ②福祉サービスなどの相談窓口の充実

- 3 権利擁護体制の充実
- ①成年後見制度の普及啓発
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③新たな成年後見の取り組み
- 4 虐待の防止



計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は、地域で生活している私たち自身です。住み慣れた地域でつながり支え合う地域社会を実現させていくには、地域住民と行政・関係機関等の協働した取り組みが不可欠です。 地域の中で活動するボランティア・NPO、関係団体・関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い 手となり、お互いに連携を図り、それぞれの役割分担と協働の考えのもと、効果的な施策推進を目指します。

(1)地域住民・NPO、ボランティアの役割

- ・住民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を深め、地域福祉の担い手として、声かけやあいさつ、見守りなど日常的な隣近所同士の交流を行う
- NPOやボランティアには人と人をつなぐコーディネーターの役割も期待される

(3)社会福祉協議会の役割

- ・地域福祉の推進を図る中核組織として「福祉のまちづくり」を進める
- ・地域福祉を進めるため住民や各種 団体、行政との調整役
- ・住民や福祉サービス事業者などと のネットワークづくりや情報発 信の中心的存在として位置づけ

(2)民生委員児童委員の役割

- ・地域住民の身近な存在として地域福 祉を推進
- ・福祉サービスの利用制度から漏れる 人等への対応や孤立、ひきこもりな どの問題を抱えている人の発見と 相談・支援や行政との橋渡し

(4)社会福祉事業者の役割

- ・利用者の自立支援や福祉サービスの質の向上
- ・自らの事業内容やサービス内容の 情報提供及び公開、その他のサー ビスとの連携に取り組むこと
- ・利用者本位の新しいサービスの創 出や市民の福祉への参加支援



☆計画の推進☆

- ・本計画の取り組みを進めるため、 行政、地域住民、関係団体等がお 互いに協働して役割分担
- ・市民自らの主体的な地域福祉活動 への取り組み、独創性や行動力を 発揮した先進的な取り組みに対し て、積極的に支援を行う

(5)行政の役割

- ・自治会、民生委員児童委員、NPO、 ボランティア団体などの関係団体 等の役割を踏まえながら、相互の連 携・協力を図る
- 地域ボランティアリーダーなどの 人材育成や福祉コミュニティづく り等を促進するための支援





改定亀岡市地域福祉計画

発行 平成 28 年 3 月

亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL:0771-25-5029 FAX:0771-24-3070

E-mail: fukusi-suisin@city.kameoka.kyoto.jp